

新型コロナウイルス感染症によるシード校棄権の場合のシード権ポイント制について

1 基本的な考え方

- ①令和3年度新人大会より、新型コロナウイルス感染等で学校長の判断によりシード権保有チームが棄権した場合、次回大会でポイント制を実施する。
- ②前回大会で棄権チームがない場合はポイント制を適応せず、従来通りの手順でシード権を決める。
- ③ポイント制を適応する場合、欠けたシード枠より下位チームのみを適応し、不足枠数のみ補充する。
例：前回大会8の1チームが棄権した場合、ベスト4までは従来通りで8以下の8チーム及び棄権したチームを含めた13チームを適応対象とし、17位シードまで認める。

2 ポイントについて

- 1 位：8 p
- 2 位：6 p
- 3 位：5 p
- 4 位：4 p
- 5 位：3 p
- 7 位：2 p
- 9 位：1 p

※順位決定戦を行わない場合は両チーム3・5位とする。

3 ポイントの優先順位と有効大会

- ①直近大会は2倍・前大会・前々大会の3大会のポイントの合計によりシード順を決定する。
- ②ポイントが同点の場合直近大会上位のチームを上位とする。
例：新人戦の場合
Aチーム春高予選9位（1 p × 2）、総体予選ポイントなし、関東予選ポイントなし = 2 p
Bチーム春高予選ポイントなし、総体予選9位（1 p）、関東予選9位（1 p） = 2 p
※同ポイントの場合、直近大会を優先し、Aチームを上位とする。
※直近大会のポイントも同じ場合は抽選により上位を決定する。